

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成28年 3 月 30 日

水 曜 日

第 4036 号

目 次

公安委員会規則

- 教習資格認定証の有効期間を定める規則 1

告 示

- 土地改良区の定款変更の認可 2
- 県営土地改良事業計画に関する書類の縦覧
- 指定障害児通所支援事業者の指定 3
- 指定居宅サービス事業者の廃止の届出
- 指定居宅介護支援事業者の廃止の届出 4

選挙管理委員会告示

- 不在者投票を行うことができる施設の指定事項の変更 5

公安委員会規程

- 火薬類取扱場所の立入検査に関する規程を廃止する規程

公 告

- 開発行為の工事完了 6
- 建築士事務所の監督処分
- 土地改良区の役員の就退任 7
- 伏木富山港港湾計画の変更の概要 8

~~~~~

## 規 則

~~~~~

教習資格認定証の有効期間を定める規則を次のように定め、公布する。

平成28年 3 月 30 日

富山県公安委員会委員長 綿貫 勝介

富山県公安委員会規則第12号

教習資格認定証の有効期間を定める規則

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第9条の5第2項及び銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第26条第2項の規定に基づく教習資格認定証の有効期間は3月とする。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 教習資格認定証の有効期間を定める規則（昭和57年 8 月 2 日富山県公安委員会規則第 6 号）は廃止する。

~~~~~  
**告 示**  
~~~~~

富山県告示第154号

土地改良区の定款変更の認可について

朝日町土地改良区から申請のあった定款の変更については、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、平成28年 3 月18日認可した。

平成28年 3 月30日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県告示第155号

県営土地改良事業計画に関する書類の縦覧について

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第87条第 1 項の規定により県営加納新池地区土地改良事業計画を定めたので、同条第 5 項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成28年 3 月30日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 縦覧に供すべき書類
県営加納新池地区土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間
平成28年 4 月 5 日から
平成28年 5 月 9 日まで
- 3 縦覧の場所
氷見市役所

教示

- この土地改良事業計画に不服があるときは、縦覧の期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して異議申立てをすることができます。
- この土地改良事業計画に不服があるときは、土地改良法の規定により、1の異議申立てに対する決定を経た場合に、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、当該異議申立てに対する決定の取消しの訴えのみ提起することができます。

富山県告示第156号

指定障害児通所支援事業者の指定について

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の24第1項第1号の規定により公示する。

平成28年3月30日

富山県知事 石 井 隆 一

指定障害児通所支援の種類	指定年月日	事業所番号	申請者		事業所	
			名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地
放課後等デイサービス	平成28年4月1日	1650200106	アスイコ合同会社	高岡市大坪町4-48-1	ソラ	高岡市中川1-5-34

富山県告示第157号

指定居宅サービス事業者の廃止の届出について

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者から同法第75条の規定により次のとおり廃止の届出があったので、同法第78条第2号の規定により公示する。

平成28年 3 月 30 日

富山県知事 石 井 隆 一

事業者	名称	株式会社つくし工房
サービスの種類		通所介護
事業所	名称	つくしの家といで
	所在地	富山県高岡市戸出吉住 503
	介護保険事業所番号	1670201662
廃止年月日		平成28年 3 月 31 日

富山県告示第158号

指定居宅介護支援事業者の廃止の届出について

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 46 条第 1 項に規定する指定居宅介護支援事業者から同法第 82 条の規定により次のとおり廃止の届出があったので、同法第 85 条第 2 号の規定により公示する。

平成28年 3 月 30 日

富山県知事 石 井 隆 一

事業者	名称	社会福祉法人新川老人福祉会
サービスの種類		居宅介護支援
事業所	名称	魚津訪問看護ステーション居宅介護支援事業所
	所在地	富山県魚津市本江2236-2
	介護保険事業所番号	1670400108
廃止年月日		平成28年 3 月 31 日

事業者	名称	有限会社道しるべ
サービスの種類		居宅介護支援
事業所	名称	道しるべ居宅介護支援事業所
	所在地	富山県高岡市鐘紡町 3-32
	介護保険事業所番号	1670201456
廃止年月日		平成28年 3 月 31 日

富山県選挙管理委員会告示第13号

不在者投票を行うことができる施設の指定事項の変更について

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号の規定による院長が不在者投票管理者となる施設について、次のとおり指定事項の変更があったので告示する。

平成28年 3 月 30 日

富山県選挙管理委員会

委員 長 野 尻 昭 一

施設の種類	名 称		所 在 地
病 院	旧	富山県高志リハビリテーション病院	富山市下飯野36番地
	新	富山県リハビリテーション病院・こども支援センター	

~~~~~  
**規 程**  
 ~~~~~

火薬類取扱場所の立入検査に関する規程を廃止する規程を次のように定め、公布する。

平成28年 3 月 30 日

富山県公安委員会委員長 綿貫 勝介

富山県公安委員会規程第4号

火薬類取扱場所の立入検査に関する規程を廃止する規程

火薬類取扱場所等の立入検査に関する規程（昭和42年富山県公安委員会規程第2号）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成28年 3 月 30 日から施行する。

公 告

開発行為の工事了

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第29条第 1 項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第 3 項の規定により公告する。

平成28年 3 月30日

富山県知事 石 井 隆 一

開発区域又は工区に 含まれる地域の名称	公 共 施 設		開 発 許 可 を 受 け た 者	
	位置・区域	種 類	住 所	氏 名
魚津市吉島 547番 1 外 4 筆			魚津市住吉 543番地 1	有限会社サン ビック
砺波市杉木五丁目75番、76 番、77番、78番、79番及び 80番			石川県白山市松本町 2512番地	株式会社クス リのアオキ
小矢部市高木出字袖川原島 354番、355番、236番の 一部及び 237番の一部			小矢部市赤倉 169番地	大和トランス ポート株式会 社

建築士事務所の監督処分について

建築士法（昭和25年法律第 202号）第26条第 2 項の規定による処分をしたので、同条第 4 項において準用する同法第10条第 5 項の規定により、次のとおり公告する。

平成28年 3 月30日

富山県知事 石 井 隆 一

1 監督処分をした年月日

平成28年 3 月18日

2 監督処分を受けた建築士事務所

(1) 名称及び所在地

有限会社インベンションハウス一級建築士事務所
魚津市木下新8165 - 16

(2) 開設者の名称及び代表者の氏名

有限会社インベンションハウス

代表取締役 宮本 利博

- (3) 一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別
一級建築士事務所

- (4) 登録番号

富山県知事登録第(1)2070号

3 監督処分の内容

建築士事務所の閉鎖3月間 (平成28年4月1日から同年6月30日まで)

4 監督処分の原因となった事実

有限会社インベンションハウス一級建築士事務所の管理建築士である宮本利博一級建築士が、平成27年12月4日付けで、国土交通大臣から建築士法第10条第1項の規定により、平成28年4月1日から3月間の業務停止処分を受けた。このことは、建築士法第26条第2項第4号に該当する。

土地改良区の役員の退任

福光町土地改良区の役員であった次の者が平成28年2月7日退任した旨届出があったので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により公告する。

平成28年3月30日

富山県知事 石 井 隆 一

職 名 氏 名 住 所

監 事 小 町 隆 幸 南砺市高窪 926番地

土地改良区の役員の就任

福光町土地改良区の役員に次の者が平成28年3月4日就任した旨届出があったので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により公告する。

平成28年3月30日

富山県知事 石 井 隆 一

職 名 氏 名 住 所

監 事 下 野 昭 夫 南砺市高窪 949番地

土地改良区の役員の退任

常東用水土地改良区の役員であった次の者が平成28年3月8日退任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成28年3月30日

富山県知事 石 井 隆 一

職 名 氏 名 住 所

理 事 高 平 公 嗣 中新川郡立山町高原八ツ屋 161番地

伏木富山港港湾計画の変更の概要

港湾法（昭和25年法律第 218号）第3条の3第9項の規定に基づき、伏木富山港港湾計画の変更の概要を次のとおり公告する。

平成28年3月30日

伏木富山港港湾管理者 富 山 県

代表者 富山県知事 石 井 隆 一

1 港湾計画の変更の概要

平成11年8月31日付け富山県報によりその概要を公告した伏木富山港港湾計画について変更した事項は、次のとおりである。

(1) 臨港交通施設計画

ア 道路

名称	起点	終点	車線数
伏木万葉3号線	外港ふ頭	伏木万葉2号線	2
伏木外港線（区間B）	危険物取扱施設用地	伏木万葉2号線	4

(2) 港湾環境整備施設計画

ア 緑地

地区名	面積（ヘクタール）	備 考
伏木	4	
	1	

(3) 土地利用計画

地区名	面積 (ヘクタール)	用途
伏木	57	港湾関連用地
	18	交通機能用地
	6	危険物取扱施設用地
	21	緑地
富山	28	埠頭用地

(4) 小型船だまり計画

地区名	港湾施設
富山	泊地、防波堤、物揚場、船揚場、埠頭用地

2 港湾計画の縦覧の場所

富山市新総曲輪 1 番 7 号 富山県土木部港湾課

